

財団法人 富士福祉事業団 役員給与規定

第1条 財団法人 富士福祉事業団の役員の給与についてはこの規定の定めによる。

(給与の種類)

第2条 常勤役員の給与は、本俸及び諸手当とする。

第3条 非常勤役員は無報酬とする。

(本俸月額)

第4条 常勤役員の本俸月額は次の通りとする。

- (1) 会 長 80万円
- (2) 理事長 60万円
- (3) 常務理事 50万円
- (4) 理 事 40万円
- (5) 監 事 40万円

但し、上記は上限とし、財政状況等に応じて、支給額は会計年度ごとに理事会にて決定する。

第5条 諸手当は次の通りとする

- (1) 通勤手当 通勤交通費実費とする。
- (2) 出張手当 別途定める規定による。
- (3) 特別手当 法人に対する特別な功績等があった場合、その都度、会長、理事長、常務理事、事務局長による委員会で額を定め会長が決定する。

(給与の支給日)

第6条 給与は特別手当を除き毎月25日に支給する。但し、支給日が休日にあたる場合はその前日に支給する。

(給与の支給方法)

第7条 給与はあらかじめ届けられた銀行へ振り込みによって支給する。

第8条 新たに常勤役員となったもののその月の給与は、その日から日割りによって計算した額を支給する。

2 役員が退任したときのその月の給与は、その月の初日からその日まで日割りによって計算した額を支給し、死亡したときはその月の給与全額を支給する。

附則

1 この規定は平成22年12月1日より施行する。(平成22年11月30日臨時理事会)